

目次) CONTENTS

| 特集 |

- 1・2 始めよう自転車生活
- 3 にいがたCITY NOW
 - ますます便利
マイナンバーカード
 - 5月議会臨時会開会
 - 新型コロナウイルス感染症対策
 - 松くい虫被害の予防対策
 - 市民病院職員を募集
- 4
- 5 連載 子育て応援通信・輝く高校生
5/29日 新潟県知事選挙

他3ページは区役所だより
「情報ひろば」は別冊で発行しています

5月は自転車月間



始めよう自転車生活

自転車は環境に優しい移動手段であり、健康づくりや余暇の充実など、行動を広げるための道具でもあります。爽やかな気候のこの時季、自転車で出かけてみませんか。

守ろう 自転車安全利用五則

問 市民生活課 (☎025-226-1113)

自転車は車道が原則、歩道は例外

「普通自転車歩道通行可」の標識=右=があるときや、子どもや高齢者、障がい者が自転車を運転するときなど、例外的な場合のみ歩道を通行できます。

車道は左側を通行

右側通行(逆走)は道路交通法違反となり、懲役または罰金が科される場合があります。

安全ルールを守る

- ・飲酒運転や二人乗り、2台以上で横に広がったの走行は絶対にやめましょう。
- ・夜間はライトを点灯しましょう。
- ・交差点では信号を守り、「一時停止」標識のある場所では停止して安全を確認しましょう。

子どもはヘルメットを着用

保護者は、子どもを幼児用シートに乗せるときもヘルメットをかぶせましょう。

歩道は歩行者優先

自転車が通行できる歩道では車道寄りをゆっくり走りましょう。歩行者が多いときは、自転車を降りて押して歩きましょう。

自転車は自動車と同じく、車両の仲間です。道路は原則として歩行者が優先です。危険な飛び出しや急な進路変更はやめましょう。子どもだけでなく大人も積極的にヘルメットを着用し、安全な自転車利用を心掛けましょう。

中央区役所総務課
交通安全指導員 銅谷

自転車保険に加入しましょう

「新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、10月1日から自転車利用者やその保護者などに自転車損害賠償責任保険などへの加入が義務付けられます。自転車で交通事故を起こした場合、事故の責任を問われたり、相手方から数千万円規模の損害賠償を請求されたりする可能性があります。思いがけない事故に備え、自転車保険に加入しましょう。

▲詳しくはこちらから